

県原子力災害広域避難計画に対する市町村等の意見と県回答  
(全167のうち軽微なものを除く100余: 中山編集)

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
1	本編3-4 (3)の④	複合災害時の対応として「自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難を指示することを、市町村とともに検討する。」とあるが、そのような場合の対応をあらかじめ決めておくのか、そのような事態となったときに検討するのか。	降積雪時の避難は、道路状況の悪化により避難者の安全の確保が難しい。こうした事態への対応は、国等も含めあらかじめ協議し決めておく必要があると考える。この文言だけでは住民の理解は得られない。	柏崎市	防災・原子力課	災害の態様は様々であり、すべての状況についてあらかじめ想定することは困難ですが、屋内退避又は避難の判断をするためのプロセスを決めておくことは有用と考えておりますので、今後協議していきたくと考えております。	原子力安全対策課
2	本編3-5 (4)の②	「自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを市町村とともに検討する。」とあるが、そのような場合の対応をあらかじめ決めておくのか、そのような事態となったときに検討するのか。	同上	柏崎市	防災・原子力課	No.1に同じ	原子力安全対策課
3	本編4-3及び4-6 《以下の表についての留意事項》	「避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。」とあるが、誰が、どのように検討するのか。	具体性が見えない。	柏崎市	防災・原子力課	県と避難元市町村が協議し、検討していきたくと考えております。	原子力安全対策課
5	本編4-10 (4)の①	「バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県が民間バス事業者に依頼し、集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。」とあるが、多少なりとも市町村がバスを所有しておくことが必要となるのか。	本市が所有しているバス等の車両については、原子力災害時の住民避難での使用を想定していない。緊急時には運転手の確保も難しい。今後、所有車両の使用(目的外使用)も考慮し、あらかじめ計画する必要があるのか。	柏崎市	防災・原子力課	住民を安全に避難させる主体として、市町村が第一に挙げられるので、この順序で記述しておりますが、市町村でバスが調達できない場合は、県が民間事業者の協力を依頼いたします。	原子力安全対策課
6	本編4-10 (4)の②	「避難ルートは、道路管理者等の関係機関と連携して設定する」とあるが、いつ、誰が、どうやって設定するのか。	具体性が見えない。 渋滞も含めた道路状況の集約及び情報発信を担う管制システム及び体制の構築を希望する。	柏崎市	防災・原子力課	広域避難の調整等の具体的な対応は、引き続き、市町村を含む関係機関と協議していきたくと考えています。	原子力安全対策課
7	本編4-12 (5)の①	避難経由所をどのように運営するのか不明確。避難経由所の開設・運営に係るマニュアルや手引きを作成し、関係市町村に示すべき。	〈避難経由所の役割〉に記載の事項を、どのように実施するのか、標準的な手順やパターンが示されることで、関係市町村で具体的な検討や準備ができる。	柏崎市	防災・原子力課	国や他県の取組を踏まえ、検討してまいります。	原子力安全対策課
8	本編4-12 (5)の③	「市町村は、避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。」とあるが、具体的にどのように避難者情報を把握、管理、共有していくのか。	安否確認も含めた避難者の受付、管理及び情報共有システムの構築の検討をお願いしたい。	柏崎市	防災・原子力課	訓練等を通じて、検討してまいります。	原子力安全対策課
10	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き 7ページ 4(1)ア) d)	「原子力発電所から比較的近い場所には、放射線防護措置を行った施設も存在しますので、一時避難先として考えている場合には、その施設の確認をしましょう。」は、削除すべき。	PAZ内の放射線防護対策を行った施設は、自施設利用者(入所者)や、所在地区に居住する在宅の避難困難者を一時的に退避させることを想定しており、他の施設利用者(入所者)等の受入れは想定していないのでは? 受入れの可否について、各施設への事前の十分な確認が必要。	柏崎市	防災・原子力課	新潟県原子力災害広域避難計画(案)5(1)で、「即時避難することが困難な場合は、放射線防護機能を有するコンクリート建屋等の施設に屋内避難する。」と記載済みのため、意見を踏まえ、誤解を招かないよう削除します。	福祉保健課
13	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き	対象となる医療機関や社会福祉施設へは、いつ、誰が(どこが)、どのような方法で事前説明を行うのか。		柏崎市	防災・原子力課	今回の市町村意見を踏まえた修正を行った後、県の各施設等担当課を通じて(施設等によっては市町村を経由して)対象となる施設等に通知する予定です。	福祉保健課
14	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き	安定ヨウ素剤の備蓄及び配布・服用について、手引きに記載がないがどのように考えるか。	安定ヨウ素剤配布計画との整合性がない。	柏崎市	防災・原子力課	手引きのP10、P28に安定ヨウ素剤の配布・服用についての記載があります。 配布手順等を定めたマニュアルは、現在検討中であるため、作成後、手引きに反映させる予定としています。	福祉保健課 医薬薬事課
15	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き	県立学校(中等教育学校及び高等学校)における避難や屋内退避等の防護措置の指示伝達(各校への連絡)や避難手段の手配・調整等は、県教育委員会が行うという理解で良いか。	県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担が不明確。	柏崎市	防災・原子力課	災害発生時における県立学校等への連絡系統等について、市町村とともに検討し、その結果を手引きに反映いたします。	保健体育課

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
16	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き	PAZ内からUPZ内の学校へ通学している生徒への対応はどのように考えるか。	どのように対応するのか記載がない。学校において屋内退避をするということとなるか。	柏崎市	防災・原子力課	そのような場合、学校からPAZ内の自宅に戻らず、学校で屋内退避し、PAZから避難する保護者に引き渡すことになると考えます。 手引きには、UPZからUPZ外に通学している児童生徒の対応について記載(10P)しているところですが、ご意見のようなケース等に関する記載については、今後の検討事項とさせていただきます。	保健体育課
17	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き	安定ヨウ素剤の配布・服用について、手引きに記載がないがどのように考えるか。	安定ヨウ素剤配布計画との整合性がない。	柏崎市	防災・原子力課	安定ヨウ素剤の配布・服用に関する記載につきましては、安定ヨウ素剤配布計画を踏まえた、各種施設における安定ヨウ素剤の配備や服用方法等に関する検討結果を待って、手引きへの記載内容の追加等を検討します。	保健体育課 医務薬事課
18	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き	対象となる学校等へは、いつ、誰が(どこが)、どのような方法で事前説明を行うのか。		柏崎市	防災・原子力課	説明方法等について、検討いたします。	保健体育課
19	新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル 5～6ページ	早期に他の候補地も示してほしい。候補地の施設管理者や周辺住民の理解が得られるよう十分説明してほしい。	マニュアル案に記載の候補地だけでは、市民への事前周知や説明ができない。 候補地指定に当たり十分な説明を求める声が多くあるようだが、そうした声に真摯に答え対応すべきである。	柏崎市	防災・原子力課	スクリーニングポイント候補地については、引き続き施設管理者等の同意が得られたものから、順次公表していきます。 また、候補地の近隣関係者には、国の支援や市町村の協力を得ながら、理解を得ていきます。	医務薬事課 原子力安全対策課
20	新潟県安定ヨウ素剤配布計画	緊急配布場所での具体的な配布体制や手順はマニュアルで示すとの説明であったが、それが示されないと人員体制や配布場所の決定ができない。	いつまでに示すのか明らかにするとともに、緊急配布場所の決定までのスケジュールを示すべきである。	柏崎市	防災・原子力課	標準的な配布体制や手順等を定めたマニュアルは、現在検討中であり、案を作成後、速やかに関係市町村に示すこととしています。 また、県が担当する緊急配布場所については、2019年度中に決定したいと考えています。	医務薬事課
21	新潟県安定ヨウ素剤配布計画	高等学校、大学における緊急配布(備蓄含む)の対応を早急に決めてほしい。	高校生等の保護者をはじめとする市民に説明ができない。	柏崎市	防災・原子力課	現在の市町村の避難計画を踏まえて中学校までの対応については県の計画に明記したものです。 高等学校・大学における対応は、市町村の避難計画との整合性を図る必要があるため、市町村から高等学校、大学の避難の考え方を示してもらいたいと考えています。	医務薬事課
22	新潟県安定ヨウ素剤配布計画 5ページ 5の(1)	「PAZ内の従業員50人以上の事業所」を分散備蓄の対象としているが「希望するPAZ内の事業所」と変更すべき。それが難しいのであれば、どうすれば備蓄が可能になるのか示すべき。	以前同じ意見を提出した際に、「従業員50人以上の事業所は、産業医の選定が義務付けられているため、健康診断等の機会を利用して服用の可否を判断できる体制が整っているものと考える。」「同様の体制が整備されていると、関係市村がみならず事業所については、状況を確認の上、備蓄を認めていきたい」との回答をいただいたが、50人未満の事業所に説明できるよう、具体的にどのような体制を整えれば備蓄ができるのか示してほしい。	柏崎市	防災・原子力課	配布に当たっては、医師の関与が必要であり、備蓄できる事業所は、原則として、産業医の選定が義務付けられている従業員50人以上の事業所としています。 50人未満であっても認める具体の基準については、今後、関係市村と検討していきます。	医務薬事課
23	新潟県安定ヨウ素剤配布計画 7ページ 4の(2)イ	「学校等、病院等においては、それぞれの施設が定めた避難計画に基づき配布する。」とあるが、「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の中では、安定ヨウ素剤については何も触れられていない。	県教育委員会と安定ヨウ素剤の備蓄・配布について調整は済んでいるのか。	柏崎市	防災・原子力課	安定ヨウ素剤の配布・服用に関する記載につきましては、安定ヨウ素剤配布計画を踏まえた、各種施設における安定ヨウ素剤の配備や服用方法等に関する検討結果を待って、手引きへの記載内容の追加等を検討します。	医務薬事課
24	新潟県安定ヨウ素剤配布計画	備蓄・配布の責任者の明記をしてほしい。	前回意見提出した際に「国の原子力災害対策本部長の服用指示に基づき、適切な方法で配布・服用した場合の責任は国にあります。」との回答であれば「国の責任で」と明記してもらいたい。	柏崎市	防災・原子力課	協定締結後、備蓄先までは県が搬送し、物品の管理は受託者が責任を持って管理していただくことを考えております。 配布・服用は、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部が配布・服用指示を出します。	医務薬事課

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
25	本編及び個別マニュアル全体	今後も引き続き検討していく事項や市町村との協議を要する事項を計画の巻末に列記し、課題の共有化を図るべき。		柏崎市	防災・原子力課	今後の課題を整理いたします。	原子力安全対策課
26	本編及び個別マニュアル全体	公共施設や不特定多数の利用者がある施設における原子力災害時の対応に関する考え方を示してほしい。	地域防災計画に記載があり、2016年に「不特定多数の者が利用する施設等における避難計画」のひな形が作成されているが、今回の計画には、公共施設等における原子力災害時の避難計画の策定については記されていない。	柏崎市	防災・原子力課	今後の改定時の参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
27	本編 2-3 ポイント	県、市町村、OFC間における通信環境を均一に整備してほしい。	現状、県内関係機関において、通信設備環境に差がある。(未配備の例。UPZ外市町村における原子力防災NW、OFCにおける新潟県防災情報通信NW、市町村における固定型衛星通信システム等)。通信手段の多重化効果的に行うため、通信環境を均一化してほしい。	長岡市	原子力安全対策室	御意見として、参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
28	本編 3-5 (4)②避難準備期区域(UPZ)における対応	「屋内退避中や避難、一時移転の際には国又は地方公共団体の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。」の中の「屋内退避中や」は削除すべき。	UPZにおいて屋内退避中に安定ヨウ素剤を服用する場合がありますと受け取れる。国の指針及び県安定ヨウ素剤配布計画との整合性が取れていない。	長岡市	原子力安全対策室	避難や一時移転により健康リスクが高まる者は屋内退避中に服用することが想定されるため、現行のとおりとします。	医務薬事課
30	本編 4-12 (5)①避難経路の開設	<避難経路の役割> 避難経路の役割については、運営方法を始め、未定の部分が多いことから、今後も議論を続け、明確にしていくべきである。	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引きには、「学校等の単位で避難先に移動してきた場合に、児童・生徒を迎えに来た保護者へ引き渡す会場とする。」との記載があるため、マニュアル間の整合を図る必要がある。そもそも、避難経路の役割については定まっていない。	長岡市	原子力安全対策室	国や他県の取組を踏まえ、検討してまいります。	原子力安全対策課
35	同	損失補償に関する項目を追記すべき。例。損失補償について。事故による損害の賠償責任について、電力事業者に公正かつ誠実に対応してもらおう。	6/11に開催された県のスクリーニングポイント候補地選定に係る説明会では、QA形式で損失補償の対応の記載があった。施設管理者の不安解消のためにも、記載してほしい。	長岡市	原子力安全対策室	損失補償については、御意見を踏まえ今後検討します。	医務薬事課 原子力安全対策課
38	原子力災害医療マニュアル 全般的事項	外国人観光客等に対する対応方針の明記	避難者は、被災地住民だけではない。例えば、前線となるスクリーニングポイントに外国人対応方針が必要ではないか(多言語対応の様式等)	長岡市	消防本部 警防課	外国人観光客等に対する対応方針については、今後関係者と協議の上検討します。	医務薬事課
40	原子力災害医療マニュアル 21～25ページ	スクリーニングポイントや避難所に設置される救護所の開設手順や市町村との連携、特に医療活動の役割分担を明確にしてほしい。	救護所は、すべての避難所に設置されるのか、避難所の中のどのような場所での程度のスペースが必要なのか不明。また避難所を運営する市町村職員の役割を事前に理解しておく必要がある。また、医療活動場所として、スクリーニングポイントや避難所での救護所が挙げられているが、特に避難所においては、市町村職員の避難所運営と連携し、円滑に行う必要があるため。合わせて、医療活動内容に安定ヨウ素剤の配布・服用に関する事項を明記し、その際は医師の指示による旨も記載してほしい。	長岡市	原子力安全対策室	避難所における開設主体の異なる救護所との情報共有・連携等については、未整理のため御意見を踏まえ具体的な協議を今後実施します。なお、スクリーニング及び安定ヨウ素剤の取扱いについては、個別のマニュアルを策定し、記載しています。	医務薬事課
42	原子力災害医療マニュアル 44ページ 9 市町村避難所等担当者	避難所に設置する救護所での活動内容については、市町村と情報共有していただきたい。	「初期対応医療活動報告」の最後に、市町村避難所等担当者の記名の欄があるが、意図が不明なため。	長岡市	原子力安全対策室	避難所における開設主体の異なる救護所との情報共有・連携等については、未整理のため御意見を踏まえ具体的な協議を今後実施します。	医務薬事課
43	安定ヨウ素剤配布計画 P5 3 (4) (原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き P10 2 欄外と関連)	学校が服用についてあらかじめ同意を得るのは難しい。また、服用しない児童等への対応方法の説明も学校職員では難しい。	学校職員は安定ヨウ素剤について専門的知識も浅く、服用についての同意を得ることも、服用しない対応の説明は難しい。	長岡市	学校教育課	市町村避難計画との整合性を図る必要があると考えており、市町村が学校等を配備場所とする場合、同意取得を含む役割分担について、まずは市町村内で協議してもらおうものと考えています。	医務薬事課 保健体育課
45	スクリーニング・簡易除染マニュアル 9、10ページ	救護班の体制、役割についても記載すべき。	原子力災害医療マニュアル12、22ページとの整合を取るため。	長岡市	原子力安全対策室	次回の改定時に記載することとし、具体的な内容を今後検討していきます。	医務薬事課 原子力安全対策課



No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
46	スクリーニング・簡易除染マニュアル 14ページ (1)会場設営	スクリーニングポイント候補地の施設管理者が、どの時点で施設の使用可否の現地確認を行い、誰に報告すればよいのか記載すべき。	積雪等により、施設を使用できない場合があるため。	長岡市	原子力安全対策室	②に記載のとおり、県が協力を要請した時点で、現地確認を行い、県に報告することとなります。	医務薬事課 原子力安全対策課
48	スクリーニング・簡易除染マニュアル 14ページ 図9 EALに応じた防護措置のフロー	スクリーニングポイントの開場準備・開設のタイミングを併記すべき	スクリーニングポイントとなる施設の管理者による速やかな開錠対応が可能とするため	長岡市	原子力安全対策室	P14の図9に、EAL3に体表面除染の準備と記載しています。また、開設は、全面緊急事態(EAL3)以降、県災害対策本部からの指示に基づき行うため、それぞれのスクリーニングポイントによってタイミングが異なります。	医務薬事課 原子力安全対策課
49	スクリーニング・簡易除染マニュアル 15ページ (2)誘導	①(2)誘導→(2)誘導と安全確保 ②「円滑な検査等を行うため」→「県は、円滑な検査やスクリーニングポイント周辺住民の安全確保などのため」 ③「また、可能であれば看板の設置も検討する。」→「また、県は、スクリーニングの実施や注意事項について、事前に周辺住民に周知し、誘導の看板を設置する。」	大量の避難車両流入により、避難経路やスクリーニングポイントでは混乱が予想される。周辺住民の安全確保、不安の解消には特に留意が必要	長岡市	原子力安全対策室	住民の安全確保や不安解消についての対応は、次回の改定時に追記することとし、具体的な内容を今後検討していきます。	医務薬事課 原子力安全対策課
50	スクリーニング・簡易除染マニュアル 24ページ 新規	損失補償に関する項目を追記すべき。  例、損失補償について。事故による損害の賠償責任について、電力事業者に公正かつ誠実に対応してもらおう。	6/1に開催された県のスクリーニングポイント候補地選定に係る説明会では、QA形式で損失補償の対応の記載があった。施設管理者の不安解消のためにも、記載してほしい。	長岡市	原子力安全対策室	損失補償については、御意見を踏まえ今後検討します。	医務薬事課 原子力安全対策課
51	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き 全般的事項	対象施設ごとに計画策定ができるよう、手引きの記載を区別したほうがよいのではないかと。	通所系、入所、入所でも病院と施設では対象者の状態がかなり異なるので、まとめてしまうと対象に沿った具体的な計画にならないため。	長岡市	子ども家庭課	今後の見直しの際の参考とさせていただきます。 なお、保育所等については、市町村の避難計画において、学校とほぼ同様の防護措置が計画されていること等を踏まえ、手引きに記載を追加するとともに、策定例をお示しします。	福祉保健課
52	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き 全般的事項	PAZ・UPZと分けた構成にした方が良い。	緊急時の事態進展ごとの対応がそれぞれで異なるため	長岡市	原子力安全対策室	今後の見直しの際の参考とさせていただきます。	福祉保健課
53	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き 全般的事項	UPZ内施設における避難先施設のマッチングを行ってほしい。	緊急時に調整する(決める)ことは、時間的制約、施設の件数などからして、現実的でなく、あらかじめ決めておくべき。また、マッチングが完了することにより、受入調整や避難先・避難元市町村への情報伝達も円滑に実施され、緊急時の混乱が防げる。	長岡市	原子力安全対策室	今後の見直しの際の参考とさせていただきます。	福祉保健課
58	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 全般的事項	PAZ・UPZと分けた構成にした方が良い。	緊急時の事態進展ごとの対応がそれぞれで異なるため	長岡市	原子力安全対策室	緊急時の対応として、PAZは「避難」、UPZは「屋内退避」後、状況により「避難」であり、両区域で事態の進展の仕方に差はあるものの重複する部分が多いため、あえて分けずに1つの構成としました。 分けた方がより使いやすいのか、今後の検討事項とさせていただきます。	保健体育課
59	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 全般的事項	認定こども園、保育園、児童館、放課後児童クラブの避難計画策定にあたっては本手引きを参照とするよう、県の教育庁と福祉保健部が市町村の実態に合わせ、柔軟な支援をしてほしい。	「医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引きで対象となっている認定こども園、保育園、児童館、放課後児童クラブの緊急時の行動は、学校における対応と同様であるため	長岡市	原子力安全対策室	保育所等については、「医療機関及び社会福祉施設等」の手引きの記載を追加するとともに、「学校」の手引きを踏まえた「緊急引き渡しカード」などの様式、策定例を示します。	保健体育課 少子化対策課
60	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 全般的事項	UPZの学校＝児童引渡しが基本であることを強調してほしい。	学校単位での屋内退避や避難は、保護者への引渡しができなかった場合の手段であり、緊急時の最初の基本行動でないため。	長岡市	原子力安全対策室	保護者への引渡しを原則とする旨については、9pに記載しております。	保健体育課

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
63	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 7、8ページ	警戒事態の段階の時間の経過がわかりにくいので、発電所の状況変化や、客観的に見てわかりやすい事態進展の目安があるとよい。	子育ての駅は、乳児も多く利用している。屋内退避の場合、どのくらいの期間を想定するかによって、緊急時の備蓄品なども検討が必要となる。  ※子育ての駅・・・市が設置している子育て支援施設。遊具や公園、屋内遊技場等を備えており、市内外の利用者がある。一部施設では、保育の一時預かりもしている。	長岡市	子ども家庭課	原子力災害は、事故の規模・状況により事態の進展のスピードは様々であると考えられるため、時間経過の目安等を示すことは難しいと考えております。 なお、広域避難計画(案)本編の3-4、3-5ページにおいて、緊急事態区分に応じた防護措置のフローを記載しております。	原子力安全対策課 保健体育課 少子化対策課
64	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 7、8ページ	「災害発生時の対応および避難計画概要図」→7ページを「災害発生時の体制」に、8ページを「避難計画概要図(UPZ内の学校の例)」に分ける。 7ページ左の下矢印は不要。 8ページは、新たに「避難計画概要図(PAZ内の学校の例)」を作成していただきたい。	7ページから8ページには、時系列的に続いていないので分けるべき。 8ページは、UPZに所在する学校の対応例として記載するべき。 PAZ内は対応が異なるため、別途例示すべき。	長岡市	原子力安全対策室	既にPAZ内の学校は避難計画を策定済みであり、今後避難計画を作成するUPZ内の学校にとって作りやすい形のフローとさせていただきます。 PAZ版の作成については、今後の検討事項とさせていただきます。	保健体育課
65	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 7ページ	県立学校、市町村立学校以外の学校への情報伝達の流れを記載していただきたい。	国立、私立の学校へは、どこから、どのように情報伝達されるのか不明なため。	長岡市	原子力安全対策室	(私立学校について) 私立学校が本マニュアルを参考にしている場合には、「県立学校」を「私立学校」、「県教育委員会」を「県総務管理部」と読み替えることとし、本マニュアルを私立学校に配付する際に通知するものとする。	保健体育課 大学・私学振興課
66	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 8ページ	「避難指示があった場合、市町村が手配したバスにより・・・避難する。」とあるが困難	子育ての駅は、市内外の幅広い地域から利用者があるため地域の指定された場所へ職員が共にすることは困難である。 緊急時には、まずは保護者への引渡しを第一となることをはっきりと明記してほしい。	長岡市	子ども家庭課	避難指示があった際、市内外からの利用者を受け入れている施設がどのように対応するかにつきましては、今後、県、市、関係機関で検討を進めていきたいと考えております。 なお、災害発生時には、保護者への引き渡しが原則となるという点につきましては、その旨を「学校」の手引きにも記載(8P、9P)しているところです。	保健体育課 少子化対策課
67	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 9～10ページ 1 屋内退避準備指示が発せられた場合(施設敷地緊急事態)	8ページの事態進展に合わせた記載とすべき	時点ごとに対応を整理した方がわかりやすいため。	長岡市	原子力安全対策室	各市町村の避難計画において、事態の進展に対応した学校の対応が異なる(4P参照)ため、このような記載としております。	保健体育課
68	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 同	学校所在地と児童生徒居住地をPAZ、UPZ、UPZ外に分類し、それぞれの学校における対応に分けて記載すべき	緊急時の行動において、対応が異なるため	長岡市	原子力安全対策室	どの程度まで細かく分類して記載するか、今後の検討課題とさせていただきます。	保健体育課
69	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き P10 2 欄外	「○安定ヨウ素剤の指示があった場合、指示に従います。」とあるが、誰からのどのような内容の指示か明確でない。そもそも学校が服用についてあらかじめ同意を得るのは難しい。また、服用しない児童等への対応方法の説明も学校職員では難しい。	誰から指示が来て、どのような指示なのか不明である。全て指示に従わなければいけないことになるが、それが本当に良いのか。安定ヨウ素剤配布計画においても触れたが、学校職員は安定ヨウ素剤について専門的知識も浅く、服用についての同意を得ることも、服用しない対応の説明は難しい。	長岡市	学校教育課	市町村避難計画との整合性を図る必要があると考えており、市町村が学校等を配備場所とする場合、役割分担については、まずは市町村内で協議してもらおうものと考えています。 また、服用については、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部が県及び重点区域を含む市町村に伝達するため、基本、市町村から伝達されます。	保健体育課 医務薬事課
70	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 10ページ 3【災害発生時】	緊急時には、児童生徒は、保護者への引渡し又は帰宅することを明記すべき	まずは、保護者への引渡し又は帰宅し、その後は居住市町村における避難計画に則った対応が原則であり、災害が発生しても、必ずしも避難が必要になるとは限らないため。	長岡市	原子力安全対策室	保護者への引渡しを原則とする旨については、9Pに記載しております。	保健体育課
72	原子力災害時における初動対応マニュアル 26、33、35ページ	「拡散予測」の入手方法について、入手先や入手手順を本マニュアルに記載すべき	県は拡散予測システムを持っていないため	長岡市	原子力安全対策室	入手先について調整済みですが、現状、文書による取り決めはしていないため記載はしていません。	原子力安全対策課

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
75	原子力災害時における初動対応マニュアル 38ページ 【全面緊急事態発生以降】 <UPZ住民の避難準備> <UPZ住民の避難>	UPZ住民の避難準備、避難の方法について、不明な部分があるため説明していただきたい。また、広域避難計画本編にも具体的に記載していただきたい。	・「中継地点」、「避難中継所」の目的と設置場所、機能、運営者を教えていただきたい。 ・緊急輸送について、国、県、電力事業者、バス事業者等の役割分担について、市町村や関係機関が円滑に連携を行えるよう、具体的に記載がないため。明記してほしい。	長岡市	原子力安全対策室	UPZ住民の避難手段の確保等の具体については現在調整中であるため、その旨記載を修正しました。	原子力安全対策課
76	原子力災害時における初動対応マニュアル 43ページ 保健福祉班	平時において、病院、社会福祉施設の入院患者、入所者の避難先及び在宅要配慮者のための福祉避難所を事前に定めておき、緊急時にはそれらの調整、確保の手順を行うことを記載すべき。	原子力災害広域避難受入調整マニュアルでは、要配慮者の避難先確保は保健福祉班等で別途対応するとしているため。	長岡市	原子力安全対策室	御意見として、今後の参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
78	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き 8ページ	UPZ内の施設についてもあらかじめ避難先を決めておくべきではないか。	原子力災害が起きてから避難先をマッチングするには時間がかかる。	小千谷市	危機管理課	今後の見直しの際の参考とさせていただきます。	福祉保健課
79	新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル 1ページ	スクリーニングポイントを通る人全員に検査を行うのではなく、国が示した避難退域時検査をやるべきである。	原則「ヒト」を検査しては、スクリーニングポイントを通過するのに時間がかかる。スクリーニングポイントでは効率的に作業を行い、検査終了後は早く通過させるべきである。	小千谷市	危機管理課	避難者の不安解消を目的として、原則、人に対して行うこととしたものです。 なお、迅速な避難に支障が生じるおそれがある等のやむを得ない場合は避難退域時検査に移行するとしています。	医務薬事課
80	新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル 5ページ	スクリーニングポイントが冬期間も使用可能か明記してほしい。	候補地の中には冬期間使用できない施設もあると思われる。原子力災害発生時は除雪するなどの対応が必要である。	小千谷市	危機管理課	冬期間におけるスクリーニングポイント使用可否の明記については、御意見を踏まえ今後検討をします。	医務薬事課
81	新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル 9～10ページ	スクリーニングポイントでは県の職員はできるだけ人員を割かず、電力事業者や自衛隊に支援を依頼すべきである。 また、9ページの必要な要員に自衛隊を含めてはどうか。	電力事業者は原子力以外の部門の人員や関東方面の人員をかき集めてスクリーニングポイントを運営すべきである。 県職員はスクリーニングポイントではなく、安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、マンパワーの足りないUPZの配布場所の支援をしていただきたい。 自衛隊は他県の訓練を見ても必ずスクリーニングをしているため明記してはどうか。	小千谷市	危機管理課	スクリーニングポイントは県が開設主体となることから、県職員の配置は必要であると考えております。 なお、電力事業者や自衛隊との協力体制については、今後の調整を踏まえマニュアルに追記します。	医務薬事課
82	新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル 42ページ	スクリーニング検査済証や車両検査済証には押印等はないのか？	簡単に複製できるものは好ましくない。	小千谷市	危機管理課	迅速な避難を行うため、押印済みの用紙を用いた検査済証等の作成を検討しています。	医務薬事課
83	新潟県緊急時モニタリング計画	原子力災害時にテレメータシステムでモニタリングポストの数値を公表するのであれば、住民の不安を煽らないようにアナウンスしていただきたい。	自主避難者を減らすために必要。	小千谷市	危機管理課	御意見として、参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
84	新潟県安定ヨウ素剤配布計画 5ページ	小中学校・保育園に安定ヨウ素剤を備蓄できない場合はどうするのか記載がない。	小中学校・保育園に安定ヨウ素剤を備蓄できるとあるが、スペース等の問題で、備蓄できない施設もあると思われる。 備蓄については各学校、保育園の意見を聞きながら進める必要がある。	小千谷市	危機管理課	避難計画との整合性を図る必要があると考えており、施設内における備蓄の可能性については、市町村内で調整してもらうものと考えています。	医務薬事課
85	新潟県安定ヨウ素剤配布計画 7ページ	市町村職員が医師が不在の場合に安定ヨウ素剤の配布が可能なのか疑問である。	医療の知識がない職員が、どの程度研修を受講すれば安定ヨウ素剤を配布できるようになるのかわからない。	小千谷市	危機管理課	事前配布同様、緊急配布についても、医師会及び薬剤師会の協力を得て、配布体制を整備していきたいと考えています。 また、配布に従事する職員向けの研修も毎年度開催する予定であり、研修内容については、市町村等関係機関と調整の上、決定したいと考えています。	医務薬事課
87	新潟県安定ヨウ素剤配布計画 7ページ (2)配布方法 ア 「医師が関与できない場合には、研修等を受講した薬剤師、保健師並びに県及び市町村職員が配布する。」	「保健師」と明記している理由はなにか。 また、県及び市町村職員とは職種を問わないという考えか。	県や市町村に所属している保健師以外の保健師を想定しているのかわかりにくい。 職種で限定されると各所属における地域防災計画中の役割の見直しが必要となってくる。	小千谷市	危機管理課	緊急配布時に、問診票の確認のため、保健師(看護師)も安定ヨウ素剤班の一員としています。 また、配布に当たっては、原子力災害医療協力機関(災害拠点病院、県看護協会等)の協力を得て実施する予定です。 なお、県及び市町村職員は、受付担当、連絡調整員を予定しており、職種は問いません。	医務薬事課



No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
88	新潟県安定ヨウ素剤配布計画 7ページ (2)配布方法 イ	配布時期については示されているが誰が配布するのかの記載がない。それぞれの施設が定めた避難計画に基づくところが、学校、病院、企業が休みの時は一般住民として取り扱うこととなるのか。	配布の主体、休日の扱いについて記載がない。	小千谷市	危機管理課	市町村により避難計画における学校等の取扱いが異なるものと考えているため、個別具体的な対応は明記していません。	医務薬事課
90	原子力災害広域避難受入調整マニュアル 9～10ページ	FAX送信後の着信を確認する方法について検討すべきではないか。	2月6日の机上訓練で避難先ではない自治体から様式2が届く事例があった。通常であれば着信確認の手段として電話が考えられるが、他自治体の意見も聞いてみたい。	小千谷市	危機管理課	緊急時の電話受信対応を省略するため、市町村から県への着信確認は求めないこととしていますので、現行とおりとさせていただきます。	原子力安全対策課
92	1-2ページ (2)原子力災害対策重点区域	福島の際に話題になったSPEEDI等の放射能拡散予測(気象状況、風向き等による予測)で、UPZ外の地域に予測が出た時の対応は？	十日町市はUPZ内(30Km圏内)とUPZ外の地域があるため	十日町市	防災安全課	現在、拡散予測の活用方法については避難員会での検証対象としており、その検証結果を踏まえて検討いたします。	原子力安全対策課
93	広域避難計画全体	各マニュアルの中にあるモニタリング計画は、今後、モニタリング実施計画、実施要領が策定される。安定ヨウ素剤配布計画については、今後、安定ヨウ素剤配布マニュアルが策定される。 このような状況であるため、今後、いつまでに、どのようなマニュアルが策定されるのか明確にしたい。	計画の全体像が見えないため。	見附市	企画調整課	モニタリングについては、国・県において実施することから、より具体的な手順等を定めた実施要領等をお示しして意見照会等を行う予定はございません。 安定ヨウ素剤の配布手順等を定めたマニュアルは、福祉保健部において検討中です。 その他のマニュアル等は、今後、必要と判断されたものを追加しますが、現時点でお示しできるものではありません。	原子力安全対策課
94	広域避難計画全体	「医療・福祉施設マッチング公表」、「マニュアル作成の研修」、「各マニュアルに部会を設ける」、「今後の課題一覧の掲載」など、事務担当者会議で検討及び調整中と回答した質疑に対して明確な回答をお願いします。	各市町村の避難計画作成にも係わるため。	見附市	企画調整課	今後の課題としてまとめたものを作成します。	原子力安全対策課
100	P4-11	⑦として「職員が避難し不在となることが安全保障上の問題となる国の出先機関等への対応」を加えてはどうか。	例えば水門調整などが必要な場合に原子力災害が発生したらどのような行動になるのか知りたい。	燕市	防災課	御意見として、今後の参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
101	P4-12 (5)①避難経由所の開設	「受入市町村は、選定された避難経由所を開設する。」とされているが開設・運営については引き続き協議が必要と思われる。	避難元でもあり避難先でもあるなかで、自然災害にも対応しなければならぬ。複合災害により市内避難所が開設されるなかで、避難経由所に人員を充てるのが難しい。 P5-1のイメージでは、在宅要配慮者の避難所は県が調整するのに、一般の方の避難所は市町村でというのは混乱を招く。	燕市	防災課	基本としては国の受け入れ指針に基づきますが、別途自然災害等の対応が必要になり支援が必要になった場合は、県による支援や国等への要請を適宜行ってまいります。	原子力安全対策課
104	その他	新潟県広域避難の行動指針(Ver.2)策定時の課題がどこまで整理されたのかご教授いただきたい。	行動指針に記載されていたものがマニュアル等が作成され広域避難計画(案)から削除されているものもあるため。	燕市	防災課	今後の課題としてまとめたものを作成します。	原子力安全対策課
105	その他	具体的な対応を定めたマニュアル等の作成により、10個ある新潟県広域避難対策ワーキングチームの今後のあり方についてご教授いただきたい。	一度も会議をしていないチームもあるなか、マニュアル等だけが先に完成しているため。	燕市	防災課	各マニュアルは、責任を持った県関係部局において作成、随時修正の検討をしております。その際にはワーキングチームに限らず、関係機関との必要な調整を実施してまいります。	原子力安全対策課
106	その他	3つの検証委員会では本避難計画の他に個別マニュアル等も検証対象として確認していただきたい。	市町村の避難計画の修正のタイミングについて検証委員会の検証結果を待ってからのほうが良いと思われるため。	燕市	防災課	避難委員会において検証する、県の広域避難計画に基づく緊急時対応等の中で、個別マニュアルも検証対象になっております。	原子力安全対策課
107	広域避難計画全体	今回の広域避難計画は、訓練や検証委員会での検証を通じてブラッシュアップしていくとのことであるが、そのスケジュールを明らかにしていただきたい。	今後の訓練や検証スケジュールを知ることで当市の避難計画の修正にあたり、内容や修正時期を見極めたいため	上越市	原子力防災対策室	訓練はH31年度の秋に実動訓練を実施する予定です。避難委員会の今後のスケジュールは、第4回の資料No9に現時点の予定が示されております。 <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/gen-shiryoku/1356877582245.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/gen-shiryoku/1356877582245.html</a>	原子力安全対策課
108	広域避難計画全体	計画の「本編」に未決事項を一覧できるページを設けていただきたい。	課題や未決事項への言及はあるものの、各マニュアル中に散らばっており全容を把握しづらい。	上越市	原子力防災対策室	今後の課題としてまとめたものを作成します。	原子力安全対策課

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
109	広域避難計画全体	市町村の避難計画のひな形を作成していただきたい。	現状の課題が一定程度解決された後、県でひな形を示していただければ、各市町村で重点を置く部分に差はあれど、市町村間で避難計画の均質化が図れるほか、県計画が改正された時の修正も容易となる。	上越市	原子力防災対策室	御意見として今後の参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
112	広域避難計画【本編】ページ:4-12 「(5)避難住民への支援体制<避難経路の役割>」	避難経路の役割が記載されているが、避難者が経路所に入場してから退場するまでの実務を記した避難経路所の開設運営マニュアルを別途作成していただきたい。	避難は広域的なものであることから、地域によって避難経路所の運営にバラつきがあってはならない。	上越市	原子力防災対策室	国や他県の取組を踏まえ、検討してまいります。	原子力安全対策課
113	広域避難計画【本編】ページ:5-1、5-2、5-3 「要配慮者避難」	医療機関及び社会福祉施設、学校等の避難計画の策定について、計画策定がスムーズに進むよう、スケジュールを示した上で、県から各施設や学校に対し、適切に指導や助言を行っていただきたい。	施設の避難計画策定のスケジュールは未定と伺っているが、それぞれの施設に事情はあるものの、スピード感を持って体制整備を進める必要があると考える。	上越市	原子力防災対策室	各施設等が避難計画を策定することは重要であることから、各施設等に対し、避難計画を速やかに策定できるよう、さまざまな機会を捉えて助言してまいります。	原子力安全対策課 福祉保健課 保健体育課
114	広域避難計画【本編】ページ:5-3 「要配慮者避難」	本編において、保育所の分類は学校等に含まれているが、『医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き』では社会福祉施設等に含まれており、本編と個別マニュアル間での整合が取れていない。	保育所の取り扱いについて県の中で整理していただきたい。	上越市	原子力防災対策室	本編5-1、5-2ページで入所施設を想定した対応を記載しているのに対し、5-3ページでは子どもが通所する施設を想定した対応を記載しているため、学校と保育施設を総称して「学校等」と表記しているものです。 その上で、手引き上は学校と社会福祉施設等が分かれておりますが、御理解願います。	原子力安全対策課
117	スクリーニング・簡易除染マニュアル	スクリーニングポイント(以下、SP)の選定について、地元住民への説明を行い、どのように合意形成を図るのが重要であるが、この合意形成は県が主体となり実施すべき。当市所管施設についてはそれがしっかりと行われなければ指定に同意するのは難しい。また、候補地の指定に関する同意と、緊急時の使用に関する同意を切り離して考えることも検討すべき。	計画(案)公表後に報道で住民から説明を求める声があると報じられているとおり、スクリーニングポイント所在地域の住民からの関心が高い。除染により発生した汚染水は外部に漏えいさせないとしても、不安を覚える住民もいる。	上越市	原子力防災対策室	候補地の近隣関係者には、国の支援や市町村の協力を得ながら、理解を得ていきます。また、候補地の指定と緊急時の使用は一体であると考えますが、施設の使用については、原子力災害発生時の施設状況により開設可否を判断します。	医務薬事課
118	スクリーニング・簡易除染マニュアル	現地で対応するための、各スクリーニングポイントのレイアウト(作業レーン、資機材、人員の数やその詳細配置を含む)を掲載したページを設けていただきたい。	詳細な配置図を掲載し、それに記載されているとおりに準備すれば開設が完了するようものが理想的。現地に行ったことがなくても配置図を見れば準備できるものが“実際に使えるマニュアル”だと思う。	上越市	原子力防災対策室	各スクリーニングポイントのレイアウトの掲載については、施設管理者と協議し、次回以降の改定で対応します。	医務薬事課
119	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き 21ページ目 「表紙例」	「表紙+手引き+様式1~4の順で整理」で作成するように作成方法が記載されているが、説明が分かりづらいため他のマニュアルと同様にひな形を掲載していただきたい。	説明が分かりづらいので『医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き』のように、ひな形を掲載したほうが学校側にとってもイメージしやすい。	上越市	原子力防災対策室	先行する自治体の例を参考に、事故発生時の対応を記載した本文部分と連絡先一覧などの様式部分を分け、各学校は様式を作成する構成としました。なお、様式1~4の作成例はお示しているのとおりです。	保健体育課
120	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き	安定ヨウ素剤に関する記載が無いため記載していただきたい。	『安定ヨウ素剤配布計画』中に記載のある学校等への備蓄・配布について、『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』にも関連する事項を記載し、マニュアル間の整合を図るため。	上越市	原子力防災対策室	安定ヨウ素剤の配布・服用に関する記載につきましては、安定ヨウ素剤配布計画を踏まえた、各種施設における安定ヨウ素剤の配備や服用方法等に関する検討結果を待って、手引きへの記載内容の追加等を検討します。	保健体育課 医務薬事課
121	安定ヨウ素剤配布計画 4ページ目 第3章-第2節-1-(2)	「関係9市町村は、県と管理協定(以下「協定」という。)を締結し…」な安定ヨウ素剤の管理を行う」とあるが、管理手法や管理場所、管理手順、管理に必要な設備・備品など、協定の内容を示してほしい。	安定ヨウ素剤の管理について、市町村の役割など、協定の中身が分からない。	上越市	原子力防災対策室	管理協定(案)については、現在検討中であり、案ができ次第、速やかに関係市町村にお示しします。	医務薬事課
122	安定ヨウ素剤配布計画 6ページ目 第3章-第3節-1-(1)	「関係9市町村は、当該市町村があらかじめ定めた場所において住民への緊急配布を行う」とあるが、下記のとおり修正していただきたい。  「県は医師会及び薬剤師会等の協力を得ては、関係9市町村があらかじめ定めた場所において住民への緊急配布を行う」	そもそも、市町村があらかじめ定めた場所で緊急配布を行うことは、県と市町村で合意が取れたものではない。安定ヨウ素剤は本来、医師が関与して配布すべき物であることから、まずは原則として医師が関与して配布する体制を整備すべきと考える。	上越市	原子力防災対策室	県及び関係9市町村の役割分担を明記したものであり、現行のとおりとします。	医務薬事課



No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
123	広域避難計画案2-5 2(4)原子力災害特有の 情報伝達・共有のための ネットワーク概要	重点区域の市町村等において原子力防災ネットワークのTV会議により情報伝達を行うが、重点区域外市町村においても自然災害用TV会議等で同時に情報共有願いたい。	重点区域外市町村においても情報提供していただきたいので、自然災害等の被害状況や技術的なところもあると思うが、県内市町村が使用できる自然災害用TV会議等を同時に接続してもらいたい。	新潟市	危機対策課	原子力防災NWと自然災害用の防災行政無線のTV会議システムは、現状では同時接続ができないため、改善策を含め検討いたします。	原子力安全対策課
124	広域避難計画案4-2 4(5)④避難先候補地の 選定	「避難先は、地域防災計画に複数設定をすとされており…」また、「UPZにおいては避難が必要となる場合を想定しながら、まずは県内での避難先を選択するものの、UPZの避難指示地域が広域に及ぶ場合は、近隣県への避難も選択肢として調整。」と表記があるが、まずは重点区域の避難という前提はあるが、将来的、段階的にはUPZ外の避難も想定し広域的な近隣県との調整を進めていただきたい。	現避難計画の前提として、重点区域の避難方法を確立していくため、意見照会、訓練実施後の見直しを行い洗練していくことと思うが、UPZ外の地域においても災害の状況によってはUPZ区域と同様に避難指示が出ることも想定されるため、重点区域の計画をしっかりと策定した後は、方向性として段階的にUPZ外の避難も加味した近隣県との調整をお願いしたい。 現計画は当然のことながら、重点区域を対象に計画、マニュアル策定をしているが、計画が検討を重ね確立されていった先には多様な想定による、UPZ外地域の避難の方法についても段階的に検討をしていくのか方向性を伺うもの。	新潟市	危機対策課	近隣県との調整について、国の支援を踏まえながら、引き続き検討してまいります。	原子力安全対策課
125	広域避難計画案4-12 4(5)①避難経路所の開設	「受入市町村は、選定された避難経路所を開設する。」とあるが、開設手順など標準的マニュアル等を示してほしい。また、国、県管理施設もあり、市町村施設以外については施設管理者と協力し開設するなど具体的に合わせ表記願いたい。	避難経路所は県施設もあり、時間帯によっては通常運営をしており、緊急性がある状況で一市町村職員が行って開設できるものではない。市町村施設以外については、施設管理者、施設運営者に対し開設をお願いするなど、施設側と調整し避難経路所での手順をマニュアル化していただきたい。	新潟市	危機対策課	国や他県の取組を踏まえ、検討してまいります。	原子力安全対策課
127	広域避難計画案6-1 6 スクリーニング スクリーニング・簡易除染マ ニュアル(P5)	マニュアルにはスクリーニングポイント候補地が具体記載されており、周辺住民の方も不安があるためスクリーニングポイントの必要性や安全対策について住民説明をしてもらいたい。また、周辺住民を含めた県民・市民に対し、原子力防災へ理解を深めてもらうため広く啓発を行っていただきたい。	周辺住民に事前説明がないまま、具体的な施設名がマニュアルに記載され公表された。原子力防災への知識があまりない状況で候補地だけ示され地域住民も不安を抱いている。	新潟市	危機対策課	候補地の近隣関係者には、国の支援や市町村の協力を得ながら、理解を得ていきます。	医務薬事課 原子力安全対策課
132	広域避難計画案7-1	「重点区域外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。」とあるが重点区域外の配布体制のことか。	安定ヨウ素剤は県庁及び県内8保健所に備蓄はされているが、重点区域外の配布体制を整備するということか。	新潟市	危機対策課	配布ではなく配備のことであり、県庁及び7保健所に既に備蓄済みです。	医務薬事課
135	広域避難計画案7-1	「※避難準備区域(UPZ)外については、避難準備区域(UPZ)内の検討等を踏まえて対応を検討する。」とあるが、「対応を検討する」というのは、配布方法の検討か具体的に記載してほしい。		新潟市	危機対策課	住民により身近な施設等への分散配備の必要性について検討していく予定としています。	医務薬事課
138	広域避難計画案全体	避難計画ではあるが対策本部の組織図の全体図を前編に掲載し組織全体がわかるように示してほしい。	マニュアルに個々、〇〇班と表記が多いので、整合性が取れているかを含め、組織図を計画に掲載し全体組織体制がわかるようにしてはどうか。	新潟市	危機対策課	御意見として今後の参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
139	7-1	安定ヨウ素剤の配布について、UPZ外の市町村における備蓄検討スケジュールを示していただきたい。	県において県内全域の必要数を調達しており、当市では独自の備蓄をやめるため、分散備蓄が完了する見込みを確認したため。	三条市	総務部行政課防災対策室	UPZ外(放射線量監視地域)における市町村での分散配備は、現時点では考えていません。	医務薬事課
143	P.4-2 避難の実施体制	方面別避難先候補市町村一覧について、「原子力災害に備えた新潟県広域避難計画の行動指針」(平成30年3月)では「佐渡・粟島方面、佐渡市・粟島浦村」の記載があったが、今回削除されている理由を教えてください。	佐渡市・粟島浦村の記載が削除されているため	佐渡市	防災管財課	現時点において、避難先候補として佐渡市・粟島浦村を設定している市町村がないためです。	原子力安全対策課
144	P.4-2 避難の実施体制	離島及びUPZ外について、現状ではどのような避難行動を取れば良いか教えてください。	離島及びUPZ外の避難行動について、記載がないため	佐渡市	防災管財課	緊急時モニタリングの結果等から、OIL1またはOIL2の基準を満たす場合は、UPZと同様の防護措置を実施することになります。	原子力安全対策課

No.	該当箇所	意見	理由	団体名	所属名	対応方針・回答	県担当課
145	P.4-2 避難の実施体制	離島及びUPZ外の広域避難計画の作成予定を教えてください。	離島及びUPZ外の広域避難計画が作成されていないため	佐渡市	防災管財課	まずは重点区域内の対策を進めていきますが、UPZ外の対応については今後の課題として検討してまいります。	原子力安全対策課
146	P.4-2 避難の実施体制	離島及びUPZ外での安定ヨウ素剤の具体的な配布方法があれば教えてください。	離島及びUPZ外での安定ヨウ素剤の具体的な配布方法について記載がないため	佐渡市	防災管財課	UPZ外(放射線量監視地域)での配布は県が行うこととしており、詳細については、今後検討してまいります。	医務薬事課
147	P.4-2 避難の実施体制	離島・UPZ外での安定ヨウ素剤の配布計画の作成予定を教えてください。	離島・UPZ外での安定ヨウ素剤の配布計画が作成されていないため	佐渡市	防災管財課	UPZ外(放射線量監視地域)での配布は県が行うこととしており、詳細については、今後検討してまいります。	医務薬事課
150	7-1 安定用素材の配布・配備	「また、安定用素材(丸剤)は、UPZ外を含む県内全域の必要数を調達し、県庁及県内8保健所に配備済み」と記載があり、7-2でUPZ外への安定ヨウ素剤の配布については・・・と記載があるが、配備をして計画が何もないのはいかがかと思う。配備をした考えや根拠を記載すべき。	UPZ外の防護措置については、明記しにくいところもあると思うが、配備してあるのに、計画が何もないのは、市民に理解が得難い。	南魚沼市	総務課	新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)において、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域と規定しており、安定ヨウ素剤は全県分を調達済です。	医務薬事課
154	2-3 原災法10条・15条 事態の情報等の伝達経路	「10条に基づく通報」「15条に基づく避難指示等」「情報共有・提供」のみが記載されているが、「10条に基づく避難要請等」の伝達経路も付記しては如何か？	原子力事業者からの10条通報に基づく国、県、自治体の対応がないという誤解を招く。	原子力規制庁	柏崎刈羽原子力規制事務所	今後の見直しの参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
160	4-2④	「避難先は、地域防災計画重複設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向等に依りて選択。」とあるが、風向で避難先を考えるという認識でよいのか？避難経路はどうか？	国の見解「原子力災害発生時に、ブルームの放出時期を事前に予測することは不可能である。事前に推定した放出源情報による場合であれ、単量放出を仮定した場合であれ、そこから得られた拡散計算の結果に信頼性はない。原子力災害発生時に、予測に基づいて特定のブルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなる。さらに、避難行動中に、避難先や避難経路を状況の変化に応じて変えるということは不可能であり、避難自体を非常に困難なものにする。したがって、放射性物質の放出前の避難については、同心円的に事前に決められた方法で行うべきである。」と異なるため、確認。	原子力規制庁	柏崎刈羽原子力規制事務所	避難先を判断する際は、県地域防災計画に基づき、風向きも判断材料の1つとしています。	原子力安全対策課
161	4-2④	防護措置の実施要領が国の見解と県の計画が異なり、県の計画に基づき防護措置が行われた場合、その責任は県にあるという認識でいいのか？		原子力規制庁	柏崎刈羽原子力規制事務所	県としては、判断材料の1つにすることをもちて防護措置の責任の主体が変わるとは考えておりません。	原子力安全対策課
164	4-5③	風向きや拡散方向をどのような手段で把握するのか疑問。県が要望しているSPEEDIの配備を期待しているとすれば、避難計画が現実的なものでなくなるので修正すべき。	新潟県は独自の避難の考え方を(現行の指針の以前の考え方)を採用しているが、現段階で風向きや拡散方向を把握できるのか明確にすべき。	原子力規制庁	柏崎刈羽原子力規制事務所	御意見として、今後の参考とさせていただきます。	原子力安全対策課
167	5-3(3) 園児、児童、生徒等の避難について	学校等には大学が含まれていないという認識でよいのか？	「学校等(幼稚園、小学校、・・・)は、・・・各学校等の避難計画等に基づき避難、屋内退避等を行う。」とあり、大学が含まれていない。	原子力規制庁	柏崎刈羽原子力規制事務所	学校等には大学、専修学校等が含まれますので、「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」を参考に避難計画作成をお願いする予定です。	原子力安全対策課